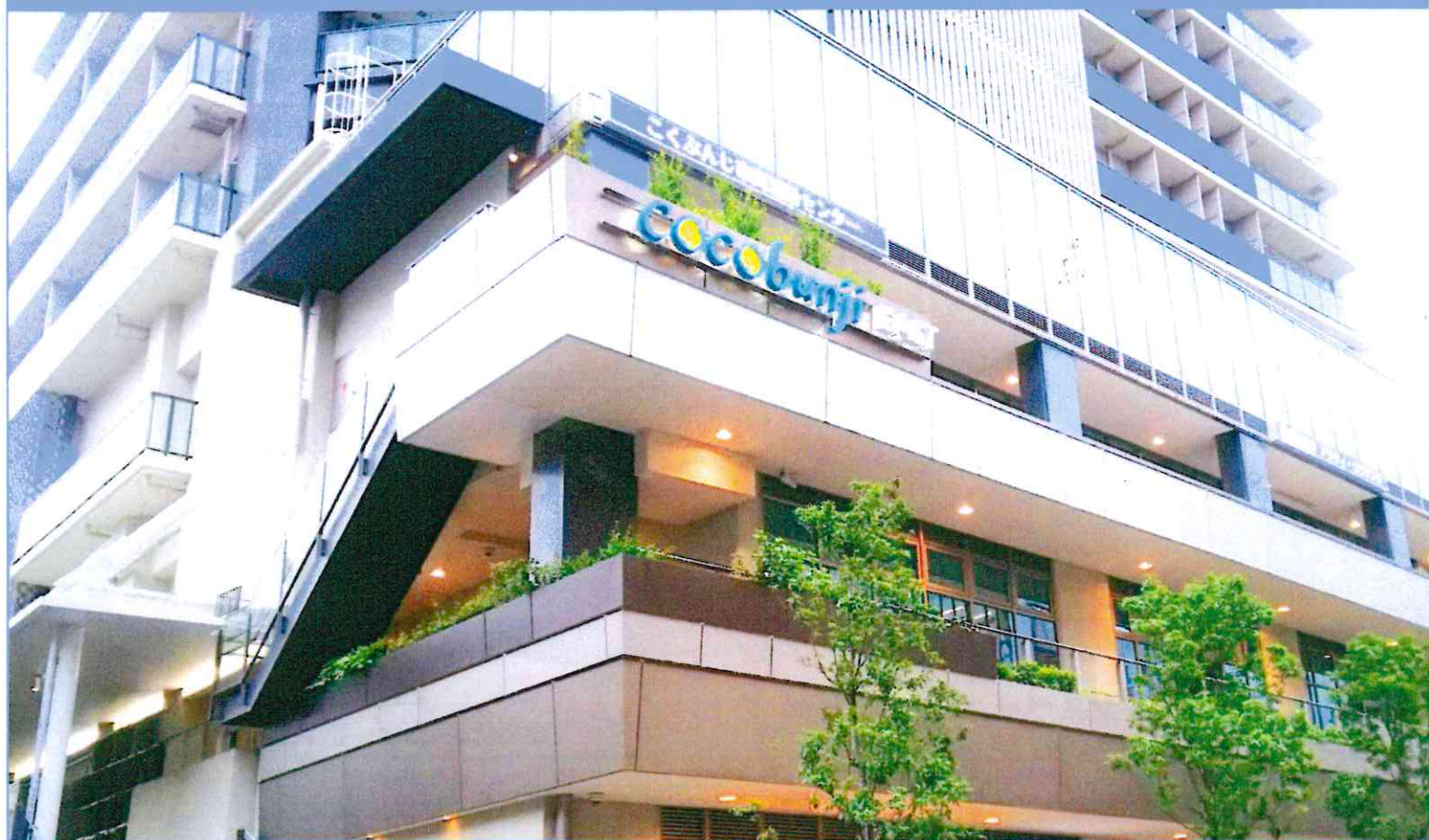


国分寺市立

アクティ・ココブンジ

こくぶんじ市民活動センター



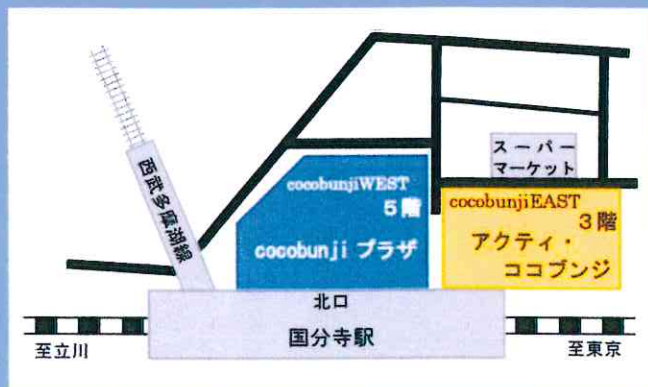
開館時間:午前 9 時～午後 10 時
(午後 5 時以降は会議室のみ予約制で開館)

休館日:12 月 29 日～1 月 3 日
その他国分寺市長が必要と認めた場合

〒185-0012

東京都国分寺市本町 2-2-1 cocobunji EAST 3 階

TEL:042-327-3771



施設案内



会議室A
3人掛け机8・椅子 24



会議室B
2人掛け机 12・椅子 24



オープンスペース
テーブル4・椅子10

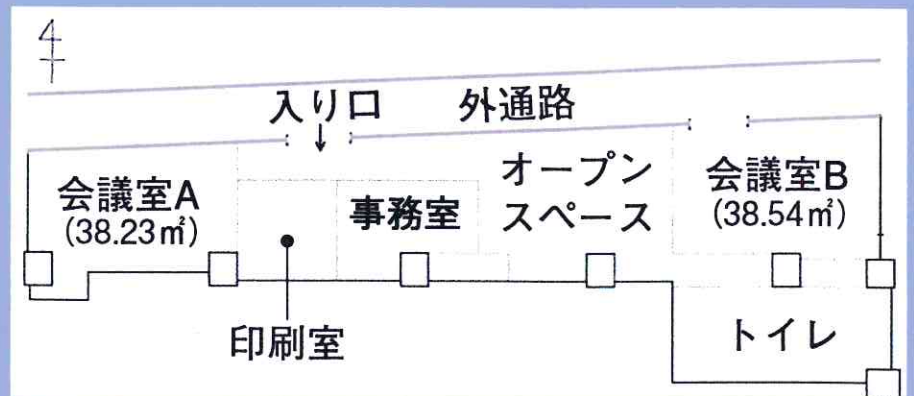


印刷室
(市民活動センター登録団体のみ)

誰でもトイレ



オストメイト (1)
ベビーシート (1)
ベビーキープ (1)



- ・無料 Wi-Fi
- ・自立式スクリーン(有料)*会議室での利用のみ
- ・貸出用プロジェクター(有料)*会議室での利用のみ
- ・登録団体用有料ロッカー
- ・ごみはお持ち帰りください

使用者区分 <使用料や予約申込期間は、使用者区分で変わります>

【登録団体】

- ①こくぶんじ市民活動センター登録団体(市内で活動する市民活動団体で市民活動センターに登録している団体)
- ②アクティ・ココブンジ登録団体(市内の自治会・町内会・商店会・マンション等管理組合で利用登録をしている団体)

【一般団体・個人】…登録団体に当てはまらない団体や個人の方

ご利用の流れ

* 国分寺市ホームページから予約状況の確認ができます(国分寺市公共施設予約システムには対応していません)

登録団体	一般団体・個人の方
<p>1.【利用団体登録】 事前登録手続きが必要です。詳細はお問い合わせください。 定款・規約・会則(またはそれに準ずるもの)、活動内容の分かるものをご用意ください。</p>	/
<p>2.【予約】 受付時間:月曜日～日曜日(祝日含む) 午前9時～午後5時 受付方法:窓口または電話 ※初日予約受付日は、電話予約受付は行いません。</p>	
<p>3.【申請書提出・使用料支払】 受付時間:平日(土日祝日除く) 午前9時～午後5時 受付方法:窓口 期 限:使用日当日の使用区分の開始時間まで ※使用料のお支払いは、現金一括払いです。使用申請書を提出し、承認を受けた際にお支払いください。 ※使用料免除に該当し、支払いがない場合は、土日祝日及び夜間でも申請書を提出することができます。</p>	

<予約期間>

使用日の属する5か月前の初日から使用日の3日前
(例:8月15日使用の場合…3月1日から8月12日まで)

<優先予約期間>

会議室	使用人数	使用者区分	優先予約期間	相互利用
A	18～20人	登録団体	使用月の5か月前～使用する日の11日前	優先予約期間終了後、登録団体が会議室Bを、一般団体・個人が会議室Aを予約することができます。
B	20～24人	一般団体・個人	使用月の5か月前～3か月前	

※使用人数の例示はおおよその目安です。少人数でも使用できます。

<初日予約受付>

使用日の属する5か月前の初日(1日が土日祝日の場合はその翌日)

会場:アクティ・ココブンジ 会議室B

【注意事項】・午前9時30分までにお越しください(遅れた場合、受付はできません)

- ・使用希望日が重なった場合、その場で調整します。
- ・1ヵ月に使用できるのは、5使用区分までです。
- ・登録団体は、団体登録証を必ずお持ちください。
- ・空きがあった日時の申し込みは翌日から先着順で受け付けます。
- ・当日の電話予約受付は行いません。

アクティ・ココブンジ 使用料金等 一覧表

■会議室使用料

(単位:円)

使用区分			午前 9:00～13:00	午後 13:15～17:00	夜間 17:15～22:00	全日 9:00～22:00
会議室A・B共通	平日	市内	900	1,300	1,600	3,300
		市外	1,800	2,600	3,200	6,600
	土日祝	市内	1,100	1,600	2,000	4,000
		市外	2,200	3,200	4,000	8,000

【市内】市内在住の方、構成員の2分の1以上が市内在住の方で構成されている団体、市内に事務所または事業所を有する法人

【市外】市外在住の方、構成員の2分の1以上が市外在住の方で構成されている団体

■会議室付属設備等使用料

1使用区分の単価。全日使用の場合、2使用区分の金額となります。

	名称	サイズ	数量	単価(円)
映像	移動型プロジェクター	-	各1	1,000
	移動型スクリーン	-	各1	500
その他	会議テーブル	会議室A: 3人用 会議室B: 2人用	8 12	無料
	会議椅子	-	各24	
	ホワイトボード	-	各1	
	延長コード	-	各1	

■使用料の減免

登録団体が使用するとき※	免除
市が主催する事業に使用するとき	
国分寺市立学校設置条例に規定する学校が主催する事業に使用するとき	
学校教育法第1条に規定する学校で市内に所在するものが主催する事業に使用するとき	100分の30減額
障害者、障害者を扶養する者またはこれらの者で構成する団体が主催する事業に使用するとき	100分の30減額または免除
その他市長が特に認める事業に使用するとき	

※登録団体であっても、①営利を目的とするもの、②特定の政治団体の宣伝を目的とするもの、③特定の宗教団体の布教または宣伝を目的とするもの、④当該団体が登録した際の活動目的と異なる目的によるものの使用は、使用料免除にはなりません。

■使用料の返還

使用者の責めによらない理由により施設を使用することが出来ない場合	全額
施設の使用の開始までに使用の取消しの申請をした場合	
施設の使用の開始までに使用の変更の申請をした場合	変更後の使用料との差額

■入場料金等を徴収する場合の加算率

入場料金、それに類するものを徴収する場合、下表の金額を加算します。(付属設備等の使用料は含みません)

1,000円以下	加算なし
1,001円～2,000円	20%
2,001円～3,000円	50%
3,001円以上	100%

■営業目的等で使用する場合の加算率

次の用途で施設を使用する場合、下表の金額を加算します。(付属設備等の使用料は含みません)

テレビの公開放映及び公開録画	50%
ラジオの公開放送及び公開録音	
営業を目的とする録音、録画および撮影	
営業を目的とする団体の宣伝行為	
物品の販売行為	100%
⇒使用目的の内容に関する印刷物、書籍、電磁的記録媒体等の販売を除く	
有料サービスの提供	